

# 第 9 回 大和川流域委員会

日 時：平成17年12月21日(水)  
9時30分から12時30分  
場 所：奈良県文化会館小ホール

## 議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 第8回流域委員会審議報告、現地視察会報告 ……資料1

(2) 委員会の意見整理例（案）について意見交換 ……資料2

3. そ の 他

4. 閉 会

第9回大和川流域委員会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏 名	所 属	分 野	備考
伊藤 忠通 <small>いとう ただみち</small>	奈良県立大学地域創造学部教授	経済	
(委員長) 井上 和也 <small>いのうえ かずや</small>	京都大学名誉教授	河川工学	
沖村 孝 <small>おきむら たかし</small>	神戸大学都市安全研究センター教授	地盤工学	
荻野 芳彦 <small>おぎの よしひこ</small>	大阪府立大学名誉教授	農業水利、 水資源環境工学	
加我 宏之 <small>かが ひろゆき</small>	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科助手	緑地計画、景観計画	
黒田 伊彦 <small>くろだ よしひろ</small>	関西大学文学部非常勤講師	歴史、教育、地域活動	欠席
小松 清生 <small>こまつ すがお</small>	堺市立錦小学校教諭	教育、歴史	欠席
椎葉 充晴 <small>しいば みちひろ</small>	京都大学大学院地球環境学堂教授	水文学、水資源工学	欠席
千田 稔 <small>せんた みのる</small>	国際日本文化研究センター教授 人文地理学会会長 奈良県立図書館館長	歴史地理学	
谷 幸三 <small>たに こうぞう</small>	大阪産業大学 人間環境学部都市環境学科非常勤講師	水生生物の分類と生態、 環境教育	
中川 一 <small>なかがわ はじめ</small>	京都大学防災研究所 流域災害研究センター 河川防災システム研究領域教授	治水（土砂移動）	欠席
仲川 政成 <small>なかがわ まさしげ</small>	橿原市五井町総代 五井町自主防災会会長	地域の歴史、地域活動	
前迫 ゆり <small>まえさきこ</small>	奈良佐保短期大学 情報メディアセンター長・教授	植物生態学、保全生態学	
森下 郁子 <small>もりした いくこ</small>	社団法人 淡水生物研究所所長	生態系	
(委員長代理) 山下 淳 <small>やました あつし</small>	同志社大学政策学部／大学院 総合政策科学研究科教授	法律	
米田 稔 <small>よねだ みのる</small>	京都大学工学研究科都市環境工学専攻助教授	環境工学（水質、土壌汚染、 環境リスク解析）	
和田 萃 <small>わだ あつむぎ</small>	京都教育大学教授 奈良県立橿原考古学研究所指導研究員	日本古代史	欠席

委員総数 17名

## 大和川流域委員会規約

### (趣旨)

#### 第1条

本規約は、「大和川流域委員会」（以下、「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

### (設置)

#### 第2条

委員会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第三項に規定する趣旨に基づき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くために近畿地方整備局長（以下、「整備局長」という。）が設置する。

### (目的)

#### 第3条

委員会は、「大和川水系河川整備計画の案（直轄管理区画）」の策定にあたり、河川管理者が策定する河川整備計画の原案、および関係住民の意見の聴き方について意見を述べることを目的とする。

### (委員会の運営)

#### 第4条

委員会の委員は20名以内で構成し、大和川水系に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。
3. 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。
4. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、分科会を設置することができる。なお、分科会を設置する場合は分科会委員や分科会運営方針を別に定める。

### (委員長)

#### 第5条

委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

### (議事等)

#### 第6条

委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会の議事・運営、審議結果のとりまとめ、および公表は委員会が行う。
3. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

4. 委員会は、出席委員の三分の二以上をもって意志決定を行う。なお、少数意見は、委員会が必要と認めるものについては付す。
5. 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、または、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。
6. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者の意見を聴く（書面を含む）ことができる。
7. 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。
8. 委員会に、一般から寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員長が判断する。

(情報公開)

#### 第7条

委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

2. 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

(庶務)

#### 第8条

委員会の庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で委員会の指示を受けて以下の業務を行う。

- 1) 会議資料（案）の作成
- 2) 議事録（案）の作成
- 3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成
- 4) 委員会の議事・運営補助
- 5) その他

(規約の改正)

#### 第9条

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

#### 第10条

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成16年5月29日から施行する。

## 情報公開の方法

大和川流域委員会規約第7条に基づき、情報公開の方法について以下のように定める。

### (1) 委員会の公開

#### 1) 一般傍聴者に関する基本方針

一般傍聴者の受け入れについては、全ての希望者が傍聴出来るよう可能な限り配慮する。

#### 2) 一般傍聴者の申し込みの受付

傍聴を希望する者は事前に申し込むことを基本とし、会場の収容能力に余裕があれば委員会当日に会場にて受け付ける。

#### 3) 申込人数が会場の収容人数を越える場合等の対応

事前申し込みの人数が収容できる会場を準備することを原則とするが、申し込み人数が会場の収容人数を超えた場合は抽選とする。

事前申し込み人数が会場の収容人数未満の場合には、事前申込者はすべて傍聴を認める。当日会場で受け付けた申込者については先着順とする。

#### 4) 会議の開催案内

会議の開催案内は、原則として記者発表を通じての案内、及びホームページでの案内とするが、その他の方法を妨げない。

### (2) 委員会資料・審議結果等の作成及び情報公開

#### (a) 委員会資料の配付について

1) 当日の委員会資料の配付は、原則として傍聴者を含め全ての委員会参加者に配布する。ただし、公表できない資料（例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料）などは配布しない。

2) 委員会後、委員会資料の請求があった場合は、残部の範囲内で送料負担の条件で提供する。

#### (b) 議事録等の作成及び公表について

3) 審議結果の取りまとめ及び審議内容の公表は、委員会の責任において行う。

4) 作成する議事録は、議事のプロセスが分かるようなものとし、作成のうえ公表する。作成にあたってはプライバシー、貴重種の生息場所等、公表できない情報の取り扱いに配慮する。

5) 議事概要（1枚程度のもの）は、必要に応じて、庶務が作成し、委員長が確認のうえ、公表することができる。

6) 公表する議事録の発言（委員・河川管理者によるもの）は、氏名の明記を要しない。反対意見等特に発言者を明記すべき必要のある発言に限り氏名を明記する。

7) 公表する議事録の発言（一般の方・書面によるもの）は、あらかじめ了解を得たうえで、原則として氏名を明記する。

8) 公表する議事録の発言内容（委員、河川管理者、一般傍聴者によるもの）は、発言者の確認を必要とする。

9) 作成された議事録は、出席委員全員及び河川管理者による確認のうえ、委員長が最終確認を行って、確定するものとする。

(c) 配付資料、議事録等の公表の方法

10) 配布資料（委員会参加者に配布する資料）及び議事録の公表手段は、ホームページ及び閲覧を基本とする。

11) 審議内容について確認の要望があり、議事録の内容を確認する必要がある場合等、委員長が必要があると認めたときは、審議内容の当該部分を録音したテープ（再生）を聴取または複写テープの交付を行う。

(d) ニュースレターの発行

12) 流域委員会としてニュースレターを、適宜発行する。

(3) その他

- ・ 流域委員会は、大和川流域委員会規約(案)第6条の6に基づいて、委員会の場で関係する自治体等から意見を聴くことができる。
- ・ 一般傍聴者の発言に関して、別紙のルールを定め、会議開催前に配布するものとする。